

鳥取縣公報

昭和十七年十月十三日
 第一千三百七十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 縣會議員補選選舉運動費用精算額……………二頁
 - 縣會議員補選選舉運動費用精算屆書閱覽場所……………二頁
 - 小麥粉配給機關改正……………二頁
 - 馬事組合員指定……………二頁
 - 馬事組合設立……………二頁
 - 馬事組合設立委員任命……………二頁
 - 道路區域變更……………二頁
 - 軍用保護馬一般鍛鍊競技出場馬指定……………二頁
 - 健康保險醫指定……………二頁
- 彙報
 - 大東亞戰爭と經濟道義の確立……………七頁
 - 秋季農繁期勞力調整計畫實施要項……………九頁
 - 方面事業趣旨徹底の爲地方事務所紙芝居配布……………二頁
 - 豌豆の栽培法……………三頁
 - 其他……………四頁

告示

鳥取縣告示第六百六十二號

昭和十七年九月二十五日執行西伯郡縣會議員補選選舉ニ於テ議員候補者ノ要シタル選舉運動費用ノ精算額左ノ通選舉事務長ヨリ届出タリ

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土肥米之

芳登本頁	松本渡邊治	名氏ノ者補候員議	選舉區	西伯郡	鳥取縣知事	土肥米之
503	98	額總出支	選	上	中	出
503	98	額ルタシ出支ノ長務事選	選	上	中	出
		テ得テ諸承ノ長務事選	選	上	中	出
		額ルタシ出支ノ長務事選	選	上	中	出
		選者補候員議	選	上	中	出
		額ルタシ出支ノ長務事選	選	上	中	出
		シ出支ニ爲ノ準備補候立	選	上	中	出
53	76	(者務勞) 酬報	選	上	中	出
20	00	費屋	選	上	中	出
20	00	(所務事學選) 中	選	上	中	出
		(場々會集)	選	上	中	出
803	94	費信	選	上	中	出
3	80	費馬車	選	上	中	出
		費刷告	選	上	中	出
1	03	費紙墨	選	上	中	出
		費泊	選	上	中	出
2	50	費物食	選	上	中	出
		費	選	上	中	出
503	98	計	選	上	中	出

00067

鳥取縣告示第六百六十三號

昭和十七年九月二十五日執行西伯郡縣會議員補選ニ於ケル選舉事務長ヨリ届出タル選舉運動費用ノ精算届書ヲ閱覽ニ供スベキ場所左ノ通定ム

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣警察部長書記室

鳥取縣告示第六百六十四號

昭和十六年十一月十四日鳥取縣告示第八百八十三號(地方小麥粉配給機關ノ小麥粉最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

二及八中「全國製粉配給株式會社」ヲ「中央食糧營團」ニ改ム

鳥取縣告示第六百六十五號

馬事團体令第四十二條ノ規定ニ依リ馬商ニ關スル馬事組合ノ組員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

家畜商取締規則ニ依リ馬ニ關シ免許ヲ受ケタル家畜商及家畜商ニ備セラレ若ハ其ノ委託ヲ受ケ馬ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ

業トスル者

鳥取縣告示第六百六十六號

昭和十七年十月十三日鳥取縣告示第六百六十五號ヲ以テ指定シタル者ハ馬事團体令第四十三條及同令施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ左ノ馬事組合ヲ設立スベシ

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 地區ハ鳥取縣ノ區域ニ依ルモノトス

二 馬事ニ關スル事業ノ種類ハ馬商ニ關スル事業トス

三 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年十月三十日迄トス

鳥取縣告示第六百六十七號

馬事團体令施行規則第一條第二項及同則第二十五條ノ規定ニ依リ馬商ニ關スル馬事組合ノ設立委員左ノ通任命シタリ

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市卯垣一五三番地

廣田 敏 男

八頭郡若櫻町大字若櫻二一八番地第二

丹 松 正 藏

氣高郡大和村大字倭文二一九番地

内 田 與 八 郎

東伯郡倉吉町大字越殿町一五五番地

松 原 康 之

00068

西伯郡大高村大字尾高一二二番地

月 坂 知 喬

西伯郡幡鄉村大字大殿一一九番地

長 谷 川 知 賢

日野郡日野上村大字生山二〇六番地

坪 倉 亮 一

鳥取縣告示第六百六十八號

府縣道鹿野倉吉線東伯郡西鄉村大字大原圓谷地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

現 在 路 線

東伯郡西鄉村大字大原字橋床三百八十八番地先ヨリ同郡倉吉町大字圓谷字籾ノ下三十四番次一地先、同所西高殿六十一番ノ一地先、同所字井手坂百二十八番地先ヲ經テ同町大字米田七十九番ノ一地先ニ至ル

變 更 路 線

東伯郡西鄉村大字大原字橋床三百九十番ノ一地先ヨリ同所同字四百二十六番ノ一地先、同所同字五百八番地先、同郡倉吉町大字圓谷字西高殿七十五番ノ一地先、同所字井手坂百十四番ノ一地先、

同町大字米田字法界門一番ノ三地先ヲ經テ同所字前田七十九番ノ一地先ニ至ル

鳥取縣告示第六百六十九號

府縣道倉吉由良線東伯郡大誠村大字瀬戸地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一號(區域變更ノケ所ニ亘リタルヲ以テ便宜號數ヲ)

附シ區域ヲ明瞭ナラシム

現 在 路 線

東伯郡大誠村大字瀬戸字飯ノ山三番ノ一地先ヨリ同所同字四番地先、同所字京田八番ノ一地先ヲ經テ同所同字九番ノ一地先ニ至ル

變 更 路 線

東伯郡大誠村大字瀬戸字京田五番ノ一地先ヨリ同所同字八番ノ一地先ヲ經テ同所同字九番ノ一地先ニ至ル

現 在 路 線

東伯郡大誠村大字鳥字新橋東川端百十三番ノ二地先ヨリ同村大字

種波字大口三百八十四番ノ一地先ヲ經テ同所同字三百八十三番ノ一地先ニ至ル
變 更 路 線
東伯郡大誠村大字鳥字内灣戸百十二番ノ一地先ヨリ同村大字種波字大口三百八十四番ノ一地先、同所同字三百八十三番ノ一地先ヲ經テ同所字三ノ溝三百七十六番ノ一地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第六百七十號

左記ノ馬ヲ軍用保護馬一般鍛鍊競技出場馬ニ指定セリ

昭和十七年十月十三日

馬名	年	住	飼	養	所	者	氏	名
月	七	東伯郡倉吉町大字福吉町二丁目一三三九番地一						坂本榮藏
泉	一	同郡同町大字巖城七九七番地						山田政治
末	五	同郡同町大字福吉町二丁目一六三七ノ一番地						浦川實藏
梅	八	同郡北谷村大字福本一二三番地						山崎信藏
第	九	同郡同村大字三江五一四						田卷武好

十日	八	同郡灘手村大字津原四〇九						伊藤清
曙	九	同郡榮村大字西尾高四四三						長谷川岩太郎
榮	六	同郡由良町大字大谷三番地						田口勝市
初春	三	同郡由良町大字大谷一四七〇番地						大家谷市
初櫻	七	同郡赤碕町大字赤碕六七						梶浦信藏
春風	九	同郡成美村大字出上三三四						澤田源次郎
神風	六	西伯郡巖村蚊屋						大森善次郎
滿潮	九	同郡同村今在家						塚田善高
智仙	四	同郡宇田川村大字福吉一〇五番地						川上昇一
日野	四	同郡同村大字本宮三番地						本田嘉一
坂勇	六	同郡所子村大字中高雲番地三						坂田勇
池月	二	同郡同村大字平木充番地						門脇正
菊榮	六	同郡同村大字中高三七五番地						坂田範正
福吉	四	同郡日吉津村大字日吉津六二九ノ一						加納德市
戰勝	四	同郡縣村大字日下二七五						平本久助
第三	四	同郡同村大字同一四七						船岡一

國	五	同郡同村大字同三〇六						前田衛
玉山	六	同郡大高村大字尾高三番地						竹田嵩
久富	三	同郡同村大字同一四〇番地						木下安彦
立野	七	同郡上長田村大字能竹四四五番地						倉田理一郎
春風	八	同郡賀野村大字朝金七五五						赤井米重
瀧盛	二	同郡幡鄉村大字大殿一一一九番地						長谷川知賢
廣鐵	四	同郡同村大字坂長六番地						小林賢治
初花	七	同郡尚徳村大字青木一一〇						小原高一
日ノ出	二	同郡同村大字大袋三三三						小林鶴雄
浦	二	同郡米子市車尾						福住政晴
合同	三	同郡市明治町一七						石田悦
姫椿	七	同郡野郡二部村大字二部一五六五						仲田功
若草	七	同郡同村大字同一二七						樋口廣次
花房	三	同郡同村大字福岡三三						三原靜
第二	七	同郡溝口町大字溝口二一七						山根政治
中	九	同郡同町大字同四五九						本田晴次
第二	九	同郡同町大字谷川三五						篠原勉
奧山	二	同郡同町大字溝口五九九						行本乙松
島原	三	同郡同町大字溝口五九九						金風七
初梅	三	同郡同町大字根雨原						上谷要
大龍	八	同郡入郷村大字眞野五〇四						能野林万吉
櫻錦	六	同郡同村大字大原三八二						井上恒夫
富士山	九	同郡同村大字須村一七四						清水敬一
平山	三	同郡同村大字久古一五三						幸形菊夫
木山	三	同郡根雨町大字高尾五七四						木山千八
寶	五	同郡同町大字同四三ノ一						奥田徳男
昌滿	四	同郡岩美郡宇倍野村大字麻生三三ノ二						中野實藏
清月	四	同郡同村大字同四〇一						入瀬川岩太
小泉	四	同郡同村大字同二二二						瀧村莊市
昭榮	五	同郡同村大字同二〇一						中野鉄藏
寶玉	六	同郡同村大字同三九六						中野時太郎
淺草	七	同郡同村大字同三九五						北村政藏
銀桐	四	同郡津ノ井村大字餘戸三六ノ二						奥田熊市
蕪壽	四	同郡面影村大字文材一九五番地						田村繁二
竹川	四	同郡本庄村大字恩志一八八番地						田村入郎平
荒鷲	五	同郡同村大字本庄五四番屋敷						言水正春
言加	五	同郡小田村大字岩常五四〇						有澤雄藏
久吉	六	同郡同村大字高住二〇三						安田瀧次郎
金風	七	同郡東村大字小羽尾三五七地						三田文政

萬泉	四	鳥取市西品治町五七五	古田	長松	本泉	三	郡同村大字同	吉田	勘次郎
春朝	六	同 市西品治町五八四	森本	晉松	藤花	五	同 郡神戸村大字下砂見五六ノ二	北山	繁藏
宮	七	同 市東品治町五五地一	日本通運株式會社	鳥取支店	進軍	六	同 郡頭郡西鄉村大字北一八九番地	北村	愛藏
榮藤	七	同 市西品治町五五四地一	中口	義信	岡龍	七	同 郡丹比村大字日田五一	小林	禎一
日本	九	同 市立川町四丁目二八	中江	豐治	八ツ	六	同 郡散岐村大字和奈見元七番地	下田	多吉
山本	二	同 市東品治町五五地一	日本通運株式會社	鳥取支店	日ノ丸	七	同 郡下私都村大字大坪西番地	市村	春藏
白藤	三	同 市西品治町五五一	奧田	鐵太郎	第六藤	九	同 郡中私都村大字市場七番地	前田	岩見
保白	四	同 氣高郡大和村大字倭文二二七	森根	音松	浪ノ七	九	同 郡若櫻町大字若櫻三五八	矢部	政男
塚	五	同 郡同村大字長谷九六	湧本	實藏	切喜	四	同 郡若櫻町大字若櫻三五八	森木	廣男
玉勇	五	同 郡同村大字倭文二一九	内田	正成	金星	四	同 郡同町大字赤松六七九	森山	淺市
神風	五	同 郡同村大字同二一九	内田	與八郎	早風	五	同 郡同町大字淺井二四一	丹松	正藏
第三農	五	同 郡同村大字同二三ノ六	森田	松次郎	錦貴	五	同 郡同町大字若櫻三七第一	盛田	惣十郎
第一林	五	同 郡同村大字同一九八	森田	義秀	小峯	三	同 郡同町大字同四一六	竹内	松次郎
青柳	六	同 郡同村大字同一九八	高田	萬喜治	玉椿	四	同 郡安部村大字安井宿八三七	村田	留藏
三笠	六	同 郡同村大字同二八四ノ一	森田	兼藏	秋月	七	同 郡用ヶ瀬町大字別府一	武田	文藏
濱千鳥	七	同 郡同村大字同二〇九	森田	爲藏	勇	八	同 郡智頭町大字芦津一六六	入江	龜代治
森田	七	同 郡同村大字同二一五	森根	茂榮	金三	七	同 郡社村大字金屋七九番地		
玉姬	九	同 郡同村大字同二二四ノ一	坂本	達次郎					
石山	八	同 郡美穗村大字下味野二八ノ一	中尾	教一					
霧島	五	同 郡大正村大字古海	前田	正晴					
太サ	八	同 郡同村大字同	前場	義明					

鳥取縣告示第六百七十一號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十七年十月十三日

鳥取縣知事

土肥米之

專門科名

診療所所在地

氏名

指定年月日

外科、皮膚
泌尿器病科

鳥取市瓦町二四ノ二八

北浦 保憲

昭和十七年
十月八日

内兒科

東伯郡由良町大字妻波

岸田規矩雄

同

彙報

大東亞戰爭と

經濟道義の確立

(振興課)

吾々國民日々の生活、食物も衣類も住居も世間の人々との交渉も、すべて直接に間接に國家の財政經濟に結びついてゐることは今更いふまでもない。

殊に目下の大東亞戰爭に當つては、國家の運命を賭けて國策の遂行に當つてゐるのであつて、一國の經濟がこの戰爭の目的を果す爲に統制されてゐるのだから、國民生活の一切は擧げてこの爲に統一せられねばならぬのは當然のこととて、従つて吾々はこの國家の統制から生ずる生活上の不自由は飽くまでこれを忍び、苟くも自分本位の考へをもつて國家の統制を亂し、秩序を破るやうなことがあつてはならない。

これを一軒の家について考へて見ても、家庭の中に一人でも我

00073

健勝な行動をするものがあつて主人の命令に背き、一家の統制を亂るやうな者があつてはその家は正しく治まるわけに行かないである。これと等しく國家の活動は、吾々の一戸々々一人々々のすべてをまとめて、全体として活動してゐるのであつて、もしこの國民の中の一人が國家の統制に違反した行為をするならば、その結果は十人二十人の者に迷惑を及ぼし、又十人の者が違反をするならば百人千人の人に影響し、遂には國家全体の秩序を混亂せしめる結果となるのであつて、このやうなことは決してこの大東亞戰爭の大業を完遂することは出来ないこととなる。

即ち吾々は國家の運命をわが一家の運命とし、國家に依つて定められた法規はこれを絶対の命令として、飽くまで國家と共に生き抜く信念の下に、各種の不自由を克服し、國家目的の完遂に努めねばならないのである。

◇
 そも、今回の大東亞戰爭は、單に東亞に於て新なる秩序を建設し、大東亞を建設するといふことのみ爲に戦はれてゐるのではなくて、これまで久しきにわたつて世界の覇者として全世界を自由にしてゐた米英の舊き秩序を改めて、我が尊き皇道に基く道義を全世界の上に建設せんとする雄大な戦であつて、いはゞ今日の戦は世界全体の爲に新なる秩序を顯現する爲に戦はれてゐるものである。

るものである。

従つてこの一大義戦を戦つてゐる日本はまづ國內に於てその道義を充分確立し、國民の全体が一人残らず皇道の秩序に歸しななければならぬ。即ち大東亞戰爭の完遂は外に向つて戦ふと共にまづ國內に於てこの道義を確立しなければならぬ。吾々はまづ國內からかつての米英の自己本位の物の考へ方を全部一掃しなければならぬのである。そしてこれが爲には何よりも先に國民の協力によつて互に相戒め日常生活の中から一切の違法、經濟違反の行為を排除しなければならぬのである。

◇
 我が國に於て經濟統制が實施されるやうになつてから既に五年を経過するのであるが、その間に於てこの統制の重要さが次第に國民の各層に理解せられて、統制規則を嚴守するといふ氣風が一般に行きわたつて來たことはまことに喜ばしいことである。しかし一面また所謂闇取引もあとを絶たず、中には追々惡質となり巧妙となつて來た點のあることも見逃すことが出来ないものであつて斯うした人達はたゞ自分だけが利益すればよいといふ風で國家の事など念頭になぬものといはねばならぬ。

國家の運命を賭ける大戰爭下の經濟遂行に當つて、各種の物資がこの爲に重點的に運營せられ、その結果一般の國民生活が不自

00074

となることは當然であつて、この統制なくして戦に勝ち抜くことの出来ないこともまた當然であるが、この當然を當然と思はぬところに不平があり不満があり、遂には國家の精神に反した違反行為ともなつて現はれるのであつて、この考へこそ最も戰爭目的に反するものである。吾々はこの輝かしい大東亞戰爭の戦果を思ひ、いかなる困難にも挫けることなく、自己本位の我儘な考へを棄て、國家に盡さなければならぬ。かくて國內にこの道義を建設することこそ、純後國民の一大使命であることを國民ごとく自覺しなければならぬのである。

秋期農繁期近づく

勞力調整計畫實施要項

(農務課)

農林省六日午後四時の發表に依ると、本年産米全國第一回豫想收穫高は六千七百三十萬一千二百十石で、前年實收高に比し一千二百二十一萬三千三十九石(二割二分)を、又前五ヶ年平均實收高に比し三百八十七萬八千六十一石(六分一厘)の各増收が豫想され、本縣に於ても亦七十一萬一千六百十石の收穫豫想が見込ま

れてゐて前年より十六萬四千二百九十五石、前五ヶ年平均實收高より二萬三千七百二十一石のそゞれ増收豫想と云ふ農家の擔まない増産陣に嬉しい凱歌が擧がらんとしてゐる。

而して農家では愈々稻の刈取時期が近づいたのでこれが穫入れやら、次には矢張り主要食糧たる麥の蒔付に多忙を極めることとなるのであるが、縣では此の來るべき農繁期に對して次の如き實施要項に基き勞力の調整を行ふこととなつた。

一、目 標

稻刈、脱穀、調整及び麥の畦立整地播種作業の勞力補給調整に主力を集中する

二、方 針

イ、市町村農會は部落農事實行組合を督勵し、速かに部落の勞力補給調整計畫を樹立せしめると共に部落計畫に基き現存する勞動力、機械力、畜力の高度利用、作業の共同化に依つて極力市町村内の勞力補給調整の強化を期すること

ロ、郡農會は町村農會をして勞力調整計畫を樹立せしめ、其の計畫に基き郡内勞力補給調整上最も必要な施設の實現に努め郡内勞力需給調整の圓滑を期すること

ハ、縣農會は縣と協力し、郡市農會の勞力調整計畫に基き縣内各ブロック間の勞力補給調整上萬全を期すること

00075

ニ、各級農會は勞力調整計畫の樹立並に實施に際しては經濟更生委員會等の機關を利用し、他団体との連絡を密にしてその圓滑な實行を期すること

三、勞力調整施設の普及徹底

各級農會は協力一致の下に部落団体を督勵し、勞力補給調整の目的達成のため特に左記施設の實現並に合理的運用上指導の徹底を期すること

(一) 農業勞働技術並に農作業の改善に依る自家勞働力の向上
 稻刈、麥の整地等農作業の改善、勞働技術の研究は勞力調整の根幹であるから、各市町村農會は部落農事實行組合長篤農家等と連絡を密にし、特に左記事業の能率増進方法に付て研究をなすと共に、之等作業の優秀技術の發見に努め普及指導をなすこと

- 1、稻刈方法の改善
- 2、麥の簡易整地法の普及
- 3、耕鋤方法の研究
- 4、稻脱穀調整方法の改善

(二) 農村潜在勞働力の利用
 農村婦人勞働力、其の他家事勞働、家畜飼育に要する勞働時間を節減し、極力潜在勞働力を利用するため各市町村毎

に次の施設を實施すること

- 1、共同炊事、托兒所
 - 2、共同浴場
 - 3、家畜共同飼育
- (三) 共同作業の普及指導
 1、部落の實情に即應した共同作業の普及徹底、特に稻刈より麥播に至るまでの一貫した綜合的共同作業計畫の樹立指導に努めること

2、部落の事情に依り部落單位の共同作業困難な場合は適當な共同作業班を編成し、班單位に共同作業を實施すること

(四) 農業機械力の利用増進
 稻の脱穀調整、麥の畦立整地作業促進のため動力脱穀機、籾摺機、自動耕耘機、作溝機等の共同利用計畫の樹立指導をなし、尙ほ機械の偏在せる部落の利用調整を圖るため農業機械の普及率大なる部落にあつては之等の機械を中心として移動班を編成し、他部落に出動せしめて各種作業に協力せしめること

(五) 役畜の利用
 部落の共同作業には必ず役畜の共同利用計畫を樹立實行せ

00076

しめると共に、必要な場合は部落毎に畜耘班を編成せしめて他部落に協力せしめること

(六) 農業電化施設の普及

稻の脱穀、麥の畦立整地作業促進のため電動機を原動力とし、機械の利用度を高めることは最も必要であるから、適當な部落を選定して本施設を實施せしめること

(七) 移動勞働班の編成活動

各市町村内勞力補給調整強化のため稻の收穫麥の播種を早く終つた地方と遅い地方、又養蠶專業地帯と稻作地帯等從來の勞力交流の慣行を基礎とし、主として稻の收穫、麥の整地作業促進をなす目的で市町村内移動勞働を地域的に計畫實施すること

四、離農統制

市町村農會は、離農統制に關しては左記事項の勵行を申合せしめ指導監督上遺憾なきを期すること

イ、離農せんとする者は部落團体長に豫め其の旨を届出ること
 ロ、部落團体長は右の届出があつた時は帳簿に記載する等部落内の離農狀況を知り得るやう適切な方法を講ずると共に、其の狀況を所屬農會長に報告すること

ハ、農繁期間は眞に己むを得ない場合の外離農しないやう申合せすること

方面事業趣旨徹底の爲

地方事務所紙芝居配付

(社會課)

ふりつるまかきの竹の白雪に

世の寒けさをおもひこそやれ

これは 大正天皇の御製であります。御歴代の 天皇が民草を慈み給ひ國內に一人の困窮者をもなからしめんとの大御心を勞し給ふことは國民ひとしく恐懼感激に堪えぬ處であります。この御製に拜する 大正天皇の御仁愛まことに吾々の感銘殊に深きを覺える次第であります。

現在社會事業の原動力となつてゐる方面委員制度は實にこの大正天皇の聖慮に源を發してゐるのであります。大正五年五月十八日、畏くも 大正天皇は地方長官會議の爲上京中の各地方長官に御陪食を賜ふた際、岡山縣知事に對してその縣下に於ける貧民の狀況を御下問遊ばされたので、知事は恐懼感激措く處を知らず、聖慮をかしこみて全縣下に亘り周到なる調査を行つた結果、意外にも管内に於ける貧困者が極めて多く、生活の狀態亦悲惨な

00077

もの、多いことを知り、その責任軽からざることを痛感して苦心研鑽の結果、大正六年五月濟生顧問制度を創設し、篤志者の奉仕に依つて縣下に於て一人も飢餓疾病に泣く者無きを期したのであります。而してこれが先驅となつて大正七年には大阪府に方面委員制度の創設を見、爾後全國に普及されて遂に昭和十二年一月には勅令を以て方面委員令が施行せられるに至り、茲に我が國社會事業運用の中樞機關として愈々名實兼ね備はる方面委員制度の實施を見るに至つたのであります。

然るに畏くも 皇太后陛下に於かせられましては、この方面委員制度が 先帝の御仁慈の賜物として創設せられ、以來國家社會に貢献する處多く、且つこの事業に従事する人々が各々その使命を自覺して常に國民の福祉増進と生活向上に不斷の努力を盡しつゝある趣を聞召され、昭和十一年十二月二十五日即ち 大正天皇の十年御式年祭に當り、本事業の功績者に御下賜品の御沙汰あらせられ、且つ斯業御獎勵の畏き大御心により財團法人全日本方面委員聯盟に對し御手元金を御下賜あらせられたのであります。本制度の上に賜つた皇室の厚き御恩澤の程、洵に申すも畏き極みであります。

かくて全國關係者達は協議の結果十二月二十五日、即ち大正二十八年祭當日を以て方面感謝日と定め、全國民が鴻大無邊なる皇室

の御仁慈に對し奉り感恩感謝の誠を致すと共に、その前後一週間を以て全國方面強調週間と定めて一般社會に呼びかけ、本事業に對する理解を深め、同胞想愛の精神發揮に努めて來てゐるのであります。

今や我が國は國を擧げて大東亞戰爭完遂に邁進するに當り、國民生活体制の確立、健全旺盛なる民族精神の振起昂揚の上から、この方面事業に對する國家的要請は極めて大なるものがあります。一面この事業に對する一般社會の理解認識、或は關係者の自覺等必ずしも期待に副はぬ點も認められるので、本縣では今回方面事業を主題とする紙芝居を縣下各地方事務所に整備し、關係者の申出により或は地方事務所より指導し、或は貸與して活用し、これが啓蒙指導の一方途とすることゝなりましたから、充分の利用を希望する次第であります。各地方事務所に設備した紙芝居の作品名及び部数は次の通りであります。

- 一、部落の翼 三部
- 一、殊勳の蔭に 三部
- 一、温情の稔 三部

00078

豌豆の栽培法

(農務課)

適地 連作すると生育が鈍く、莖葉が黄色になつて收量を著しく減ずるから、始めての土地か又は六七年の輪栽とするがよい。土壤は壤土又は粘質壤土がよく、過濕にならぬやう注意する。

品種 莢豌豆採収用兵庫絹莢、綠實採収用碓井豌豆、アラスカ。

播種 播種期は十月中下旬である。餘り早すぎると冬期に當つて寒害を受け易く、又遅過ぎると收量を減ずる心配がある。但しアラスカは遅播がよい。

水田裏作の場合は播種する場所の稻株を反轉して播付け、畦作りは長閑期になつて行ふもよい。畦巾は大體三尺位、株間二尺、一株三四粒下種する。播種量は反當二升五合乃至三升位である。

肥料 反當施設標準量

追肥

種類	總量	原肥	三月中旬	三月下旬	四月上旬
堆肥	二〇〇貫	二〇〇貫	一貫	一貫	一貫

過燐酸石灰 五 五 一 一
草木灰 三〇 一五 一五 一 一
人糞尿 二〇〇 一 一〇〇 五〇 五〇

支柱立及誘引 支柱を立てることは收量に影響するから時期を失せぬやう注意して丁寧に行ふ。即ち三月の下旬乃至四月下旬頃に於て適當な時期に六尺内外の竹又は杭を立て垣形に作り、生育に應じて三段迄の繩張りをする。そして各段から葉を下げて成るべく一株毎に誘引して蔓の纏絡を便にするのである。

肥培管理 豌豆は生育中支柱立までに適宜中耕除草を行ひ、且つ排水に注意する。

採收期 莢豌豆は大體に於て莢が相當發育し、種實が幼若で莢の隆起しないものを果梗のついたまゝ採收する。綠實用のものは種實で充實發育し、莢の色澤が淡黄色に變化して來た時が適期である。

病害蟲 病氣は彌地病(やじり病)と白澁病が主なものである。つて前者に對しては輪作を行ひ、後者に對しては發病の初期に石灰四〇―五〇匁五斗式ボルドー液を散布する。青蟲では象蟲で、莢の幼若な時産卵して種實内に侵入し、貯藏中に於て種實の内部を喰害する。驅除法は種實採收後充分乾燥して、コロルピクリン等の燻蒸を行ふことが必要である。

00079

◎縣騎道會專任役員任命

會長	(鳥取市)	新 壽 五 郎
副會長	(同)	武 井 實 實
同	(同)	桑 垣 榮
理 事	(岩美郡)	林 田 守 親
同	(八頭郡)	加 藤 光 次 郎
監 事	(東伯郡)	吉 村 幸 義
同	(西伯郡)	八 田 昌 明

◎行旅死亡人

- 一、本籍、住所、氏名、不詳
- 二、推定年齢 三十二、三歳
- 三、性 別 男
- 四、相 貌 五尺三寸位、中肉、顔長、色白、鼻高、頭髮長
ク左横分ケ、店員又ハ職人風、左眉毛ノ中ニ相
當大ナルホクロアリ、上齒、犬齒二本ニサンブ
ラチナヲ冠ス
- 五、着 衣 霜降綿セル様ノズボン、黄色網目織ノ襯衣、白
人絹様ノ半ズボン

六、携帶品

人絹製焦茶色大風呂敷包一個在中品人絹白色ワ
インシャツ一枚、白地ニ茶色草模様ネクタイ一本
タオル一本、スフ製越中褌二本、日本剃刀一本
砥石一個、茶色浴用手下袋(在中品齒ブラシ二
本、石鹼箱一個、白及黒ノ縫糸、縫針一本、楕
圓形小形鏡)扇子一本、利久下駄一足
七、備 考 本人ハ八月二十四日午前一時五十五分頃驛死ヲ
遂ゲタルモノニシテ自殺ト認メラル

◎行旅死亡人

- 一、本籍、住所、職業、不詳
 - 二、性別及年齢 推定年齢六十八歳位ノ女
 - 一、人相及特徴 身長約五尺頭髮半白ニシテ蓬髮丸顔目鼻口普
通肉付キ良シ
 - 一、着 衣 木綿浴衣地單衣ヲ着シ一見浮浪者ノ如シ
戸田村大字野田一、八二〇番地三田村なか方
(收容救護セシモ昭和十七年八月二十九日午
前六時遂ニ死亡ス
 - 一、死体埋葬ノ日時 昭和十七年八月三十日日本市火葬場ニ於テ火葬
遺骨ハ目下市ニ於テ保管中
 - 一、取 扱 者 川 越 市 長
- 右心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年十月十三日印刷
昭和十七年十月十三日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所